

令和 8 年 9 月吉日

国立大学法人埼玉大学

学長 殿

(担当：人事課)



国立大学法人埼玉大学教職員兼業規則 第 7 条に基づく添付資料

研究成果活用兼業許可申請 添付書類

兼業先企業：株式会社まちリズム（設立予定）

【提出書類 目録】

1. 研究成果活用企業の組織図（兼業要項第 8 条第 1 項第 1 号）
2. 役員等の職名及び職務内容を証する書面（兼 役割分担書）（兼業要項第 8 条第 1 項第 2 号）
3. 研究成果活用企業の定款（案）（兼業要項第 8 条第 1 項第 1 号）
4. 事業計画概要書（営業報告書代替）（兼業要項第 8 条第 1 項第 1 号 ※別途添付）

兼業予定教員：国立大学法人埼玉大学大学院 理工学研究科
准教授 間邊 哲也 印

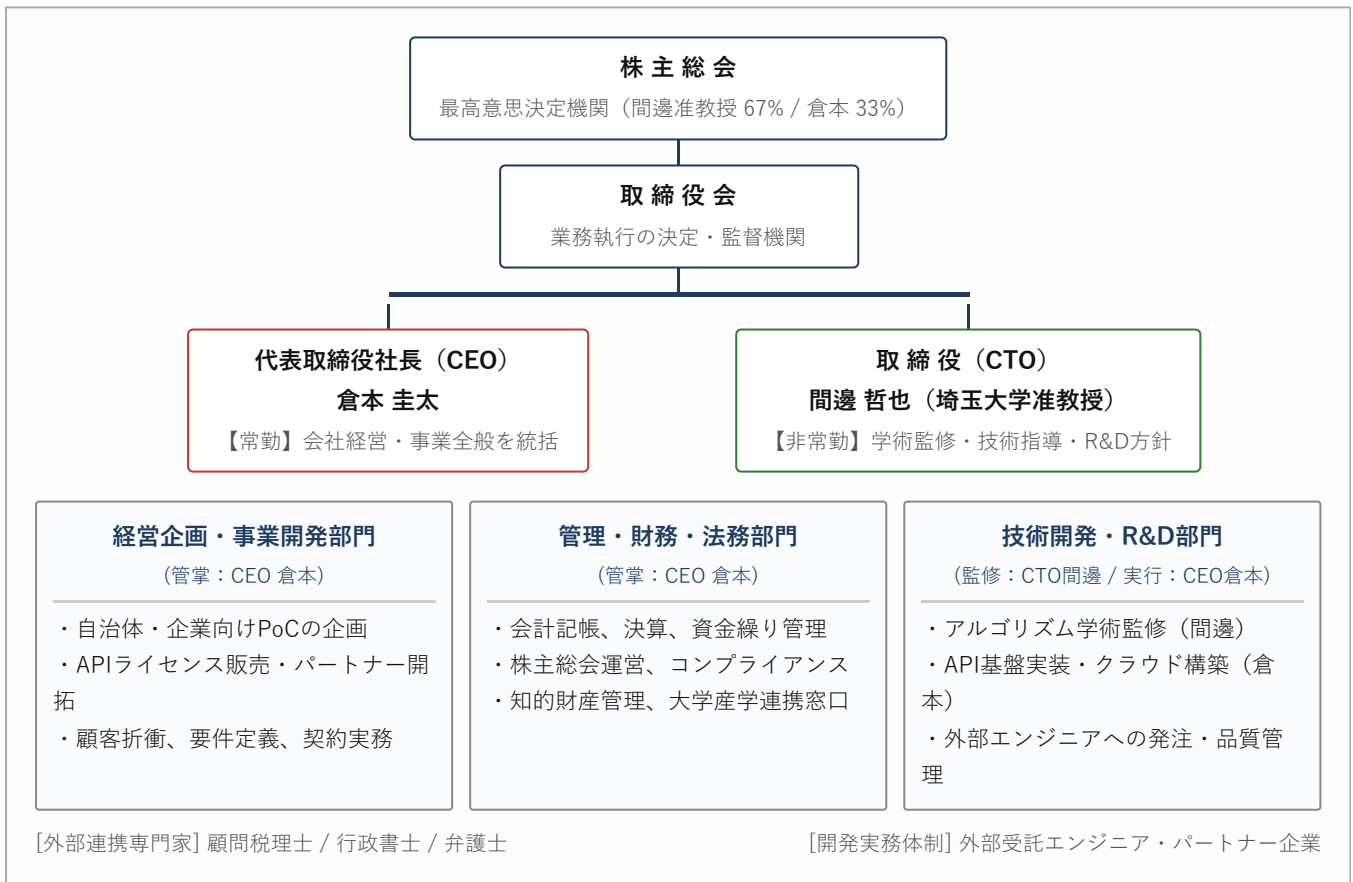
兼業先代表予定者：株式会社まちリズム 発起人代表
倉本 圭太 印

研究成果活用企業の組織図及び役員等の役割分担

1. 会社の基本概要（令和9年1月1日設立予定）

商号（会社名）	株式会社まちリズム（英文：Machirhythm Inc.）
本店所在地	埼玉県さいたま市桜区下大久保255番地 埼玉大学内（一次登記：発起人自宅等、認定後学内移転）
資本金	1,000,000円（予定）
役員構成	代表取締役社長（CEO）：倉本 圭太 取締役（CTO・技術統括）：間邊 哲也（埼玉大学 准教授）
主たる事業内容	埼玉大学における人流データ解析・動的ウォークナビリティ・歩行者ナッジアルゴリズムのAPI/SaaS提供及び技術コンサルティング

2. 組織図（体制図）



3. 役員等の業務分掌及び役割分担

氏名・役職	兼業先における担当職務	具体的な役割及び本務との棲み分け
倉本 圭太 (代表取締役社長 / CEO)	会社経営全般 事業企画・営業 財務・法務・開発実務	・会社を代表し、経営計画の策定、財務管理、契約等の日常業務を全て執行する。 ・顧客（自治体・企業）との商談、営業開拓、実務開発のプロジェクトマネジメントを担当する。
間邊 哲也 (取締役 / CTO) ※兼業申請対象者	人流解析アルゴリズム監修 動的ウォークナビリティ理論指導 次世代R&D方針策定	・研究成果（数理モデル等）の社会実装に向けた学術的助言及びアルゴリズムの監修（非常勤）に専従する。 ・日常の会社経営、営業、金銭管理、人事等の事務的執行業務は一切担当せず、すべて代表取締役（倉本）が執行する。 ・従事時間は大学業務時間外（週数時間程度）とし、大学における教育・研究本務に一切の支障を生じさせない。

【埼玉大学教職員兼業規則及び兼業要項第7条（許可基準）適合性確認事項】

- 要項第7条第1項第1号（研究成果の活用）：間邊哲也准教授自らが創出した研究成果（動的ウォークナビリティ・歩行者ナビゲーション・ナッジ行動変容等に関する論文・学会発表・アルゴリズム）を直接活用する事業です。
- 要項第7条第1項第2号・第2項第2号（主たる担当業務）：取締役（CTO）としての主たる担当業務は、研究成果活用事業に関する学術指導・技術監修に限定されます。
- 要項第7条第1項第3号（特別な利害関係の不存在）：申請前2年間に、当該企業（親会社含む）との間に特別な利害関係のある職を占めていた期間はありません。
- 要項第7条第1項第4号（大学に対する折衝業務等の非関与）：本学に対する契約締結や検査等の申請・折衝業務には一切関与せず、代表取締役（倉本圭太）が一括して行います（折衝業務：無）。
- 規則第2条第1号（本務への支障）：勤務時間外（休日・夜間等）に従事し、大学における教育・研究の本務遂行に一切支障を生じません。
- 規則第3条第2項（自ら営利企業を営むことの制限）：外部経営者候補（倉本圭太）が代表取締役社長（CEO）として経営全般および業務執行を担い、間邊准教授は代表権を有しない取締役（CTO）として参画します。

株式会社まちリズム 定款（案）

第1章 総 則

（商号）

第1条 当社は、株式会社まちリズムと称し、英文では Machirhythm Inc. と表示する。

（目的）

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 位置情報、人流データ及び動線情報の収集、解析、予測並びにこれらに関するシステムの企画、開発、販売、賃貸及び保守
2. アプリケーションプログラミングインターフェース（API）およびソフトウェアアズアサービス（SaaS）の企画、開発、運営及び提供
3. 人工知能（AI）を活用したデータ解析、アルゴリズムの研究、開発、ライセンス供与及び販売
4. 都市計画、スマートシティ推進、地域交通及び施設運営の最適化に関するコンサルティング、調査並びに受託業務
5. 空間デザイン、動線誘導（ナッジ）及び行動変容に関する企画、設計、運営並びにそれらに関する情報提供サービス
6. 観光、インバウンド、旅行業に関するデータ分析、顧客プロファイリング、旅行コンテンツの企画及びマーケティング支援
7. 情報セキュリティ、データ暗号化、プライバシー保護に関するソフトウェア及びシステムの企画、開発、販売及び提供
8. クラウドコンピューティングを利用した情報処理サービス及び情報提供サービス業
9. 大学等研究機関との共同研究開発及びこれに伴う技術の社会実装に関する事業
10. 経営、マーケティング、および技術に関するコンサルティング業
11. 前各号に附帯又は関連する一切の事業

（本店の所在地）

第3条 当社は、本店を埼玉県さいたま市に置く。

（公告方法）

第4条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、官報に掲載して行う。

第2章 株 式

（発行可能株式総数）

第5条 当社の発行可能株式総数は、1万株とする。

（株式の譲渡制限）

第6条 当社の株式を譲渡により取得するには、当社の株主総会の承認を受けなければならない。

第3章 株主総会

(招集)

第7条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて随時招集する。

(議長)

第8条 株主総会の議長は、代表取締役社長がこれに当たる。代表取締役社長に事故があるときは、あらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに当たる。

(決議)

第9条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

第4章 役員及び機関

(取締役の員数及び選任)

第10条 当会社には、取締役1名以上を置く。取締役は、株主総会において選任する。

(取締役の任期)

第11条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役)

第12条 当会社に取り締役が2名以上ある場合は、株主総会の決議により代表取締役1名を定める。

第5章 計 算

(事業年度)

第13条 当会社の事業年度は、毎年1月1日から同年12月31日までとする。

(剰余金の配当)

第14条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して行う。

第6章 附 則

(設立に際して発行する株式及び資本金)

第15条 当会社の設立に際して発行する株式の総数は100株とし、その発行価格は1株につき金1万円とする。

2 当会社の設立に際して出資される財産の価額は金100万円とし、設立後の資本金の額は金100万円とする。

(発起人の氏名、住所及び割当を受ける株数)

第16条 発起人の氏名、住所及び設立に際して割当を受ける株式数は、次のとおりである。

埼玉県さいたま市（以下省略） 間邊 哲也 67株（出資額 金67万円）

千葉県市川市（以下省略） 倉本 圭太 33株（出資額 金33万円）

(最初の事業年度)

第17条 当会社の最初の事業年度は、当会社成立の日から令和9年12月31日までとする。

以上、株式会社まちリズム設立のため、発起人全員により本定款を作成する。

令和8年9月吉日

発起人 間邊 哲也 印
発起人 倉本 圭太 印